

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	12
対象税目	（個人住民税）（法人住民税）（事業税）（不動産取得税）（固定資産税）（事業所税）（その他）（都市計画税、特別土地保有税）
要望項目名	福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための税制上の所要の措置
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和2年通常国会で可決・成立した「復興庁設置法等の一部を改正する法律」のうち、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）において、原子力被災12市町村の農地集積を促進する観点から、従来市町村が作成していた農地利用の集積計画について、福島県でも作成できるよう措置された（福島特措法第17条の18～32）</p> <p>・特例措置の内容 市町村が作成する農用地利用集積計画により農地中間管理機構を活用して農地の賃借権の設定等を行った場合の現行の税制特例の措置について、福島特措法に基づき原子力被災12市町村において福島県が、農用地利用集積等促進計画を作成する場合についても同様の特例が受けられるよう、所要の措置を講ずることを要望する。</p>
関係条文	<p>（ 地方税法73条の27の6、 地方税法附則第11条第1項、第12条第1項、第15条第37項、 地方税法施行令附則第10条第6項、 地方税法施行規則附則第4条第4項 租税特別措置法第34条第2項第7号、第34条の2第2項第25号、第34条の3第2項第1号、第65条の3第1項第7号、第65条の4第1項第25号、第65条の5第1項第1号、第68条の74、第68条の75、 第68条の76、 租税特別措置法施行令第22条の9第1項、第39条の6第2項、第40条の6第11項 ）</p>
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 ・原子力災害被災地域の「事業者・農林漁業者の再建」として、農業分野では、これまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、加えて、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向けて、外部からの参入も含めた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化及び被災地方公共団体への人的支援の強化を図る。（「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定））</p> <p>(2) 施策の必要性 ① 原子力被災地域では、農業者の帰還が進んでおらず、所有者不明農地が発生している地域もある中、市町村、農業委員会のマンパワー不足などの課題が存在している。 このため、今回、福島特措法の改正により、原子力被災12市町村における六次産業化施設の促進、農業委員会の事務の市町村の移管のほか、農地集積を促進するための規定を整備したところであり、具体的には福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）において、従来市町村が作成していた農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の農用地利用集積計画について、福島県でも作成できるよう措置すること等を規定している。（改正福島特措法第17条の18～32） ② 今回の法律改正により福島県・市町村・農委がそれぞれの役割分担の下、協力して避難指示・解除区域における営農再開の加速化を図り、当該地域での農地集積を推進することとしており、復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支えるためには福島県が農用地利用集積等促進計画を作成する場合においても市町村が行う場合と同様の特例が受けられるよう措置いただくことが必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（2）原子力災害被災地域</p> <p>⑤ 事業者・農林漁業者の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、引き続き営農再開を促進する。加えて、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向けて、外部からの参入も含めた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化及び被災地方公共団体への人的支援の強化を図る。（以下略） <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>② 福島復興再生特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業については、地元の担い手に加えて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図る。 <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応</p> <p>《政策分野》</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興</p>
	政策の達成目標	原子力災害被災地域の農業者の再建
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	上記政策の達成目標と同じ。
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	原子力災害被災地域の営農再開の加速化と実現に資する。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	原子力災害被災 12 市町村への農地中間管理機構事業 (令和3年度概算要求額 66 百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農地バンクが原子力災害被災 12 市町村の農地集積・集約を推進するために必要となる事業推進費(現地コーディネーターの配置)を支援するものであり、本税制要望措置のように、農地を譲渡又は取得する者を直接的に支援するためのものではない。
	要望の措置の妥当性	—
税負担軽減措置等の適用実績		—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		—